

大和市予算決算会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月28日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第20号

大和市予算決算会計規則の一部を改正する規則

大和市予算決算会計規則（昭和41年大和市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第75条の11（見出しを含む。）中「預金残額報告書」を「預金残高等報告書」に改める。

第86条第3項中「、で」を「、」に改める。

第97条中「第243条の2の2第1項後段」を「第243条の2の8第1項後段」に改める。

第98条第2項中「第243条の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。